

令和7年第2回 北海道議会定例会〔経済部審査〕開催状況（経済部観光局観光振興課）

開催年月日 令和7年7月1日（火）

質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員

答弁者 観光振興監、経済部参与、
観光事業担当局長、観光事業担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 宿泊税について</p> <p>（一）宿泊税同意申請の標準処理期間について （丸山委員） 宿泊税についてですが、一般質問でも取り上げておりませんが、昨年4定で宿泊税条例が議会修正のうえ可決され、道は12月の25日に総務省に同意を求める申請を行っています。しかし、約半年が経過した現在においても国の同意が得られておりません。 行政手続法で規定する標準処理期間、これは、今回の申請の場合明らかにされておりますでしょうか。</p> <p>（二）道における標準処理期間を超えた場合の対応について （丸山委員） おおむね3月がですね、既に半年が過ぎているんですが、標準処理期間を定めている事務において、定めた日数以上に処理期間がかかる場合、北海道では通常、申請者に対してどのような対応を行っていますか。</p> <p>（三）標準処理期間を超えていることに対する道の対応について （丸山委員） 道では丁寧な対応をしているというふうに思うんですが、今回の宿泊税に関する申請、既に国の標準処理期間の倍近くかかっている状況です。道において標準処理期間が定められた申請をこれだけの期間放置することは運用上ないと聞いています。こうした中でですね、宿泊税に関して、道は処理期間が長引いている理由について国に問い合わせられているのでしょうか。また、期間内に迅速に対応してほしい等という旨のですね、要請を行っているのかお聞きします。</p>	<p>（観光事業担当課長） 法定外税の新設等に係る標準処理期間についてでございますが、法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等に関し、平成15年11月11日付け総税企第179号の総務省通知では「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間はおおむね3月とする」とされております。</p> <p>（観光事業担当課長） 標準処理期間を超えた場合の対応についてでございますが、標準処理期間は、申請が行政庁に到達してから処理するまでの期間の目安であり、必ずその期間内に処分を行わなければならないという義務が発生するものではございませんが、当該期間を経過してもまだ処分ができない場合は、処理の見通し、審査の状況の説明を行うこととしております。</p> <p>（観光事業担当課長） 国との協議に関する道の対応についてでございますが、道では、昨年12月に条例案を議決いただいた後、国の定める手続きに従い、同意協議を速やかに開始し、その後、税の有識者で構成する国の地方財政審議会においても、総務大臣からの諮問に基づき審議をいただいていたところでございます。 この間、令和8年4月の宿泊税の円滑な導入に向けて、周知広報の取組や、宿泊事業者を対象としたシステム改修支援などの取組を実施する予定であることを説明の上、円滑な協議への配慮を国に求めてきたところでございます。同意協議におきましては、条例の検討経緯や適用除外などさまざまな論点について国の照会に対応してきておりまして、地方財政審議会におきましても、本年2月から5月にかけて、計5回にわたり審議されてきたものでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 宿泊税導入スケジュールの影響について (丸山委員)</p> <p>国とのやり取り、照会を受けて答えるなどのやり取りの中で配慮を求めたということですが、要請はしていないというふうに思うんですね。</p> <p>道と同時期に宿泊税に関する同意申請を行った札幌市をはじめとした各自治体はですね、概ね標準処理期間内の3ヶ月程度で国の同意を得ていると承知しています。道と他自治体の決定的差は、倶知安町を宿泊税の適用除外とした制度を熟慮のないまま急ごしらえで立て付けたために起きていると言わざるを得ません。</p> <p>国の同意が得られていないことで、宿泊税に関するスケジュールで影響が出ているものはありますか。</p> <p>(四) 一 再 宿泊税導入スケジュールの影響について (丸山委員)</p> <p>導入予定の市町村は既に同意協議が終わっているところもありまして、それぞれ準備を進めていると思うのですが、道の同意の遅れによって、これは影響が生じているのではないのでしょうか。</p> <p>(五) レジシステム改修について (丸山委員)</p> <p>国の同意を待っているという状況なので、これから影響が出ないように取り組んでいかなきゃいけないということでしたが、北海道宿泊税システム整備費補助事業の中に、レジシステムの改修等に対する助成経費が盛り込まれています。国の同意が遅れているため、北海道は事業者と契約することもできず、事業者の準備期間がどんどん狭まっています。短くなっています。道内宿泊事業者が約7,000件前後ある中で、改修を必要とする事業者全ての改修を宿泊税導入までに終わられるのでしょうか。改修を依頼する専門業者も限られると思いますが、着実に改修を終える見通しを道は持っているのでしょうか。</p> <p>(丸山委員)</p> <p>導入に向けて改修が進むよう速やかに取り組んで行くということで、改修が終わるかどうか、間に合うかどうかということについては、お答えがなかったと思うんですね。これ、直接知事にお聞きしたいと思うので、委員長にお取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>(観光事業担当課長)</p> <p>スケジュールへの影響についてでございますが、道では、来年度以降の宿泊税の円滑な導入に向けて、今年度は、周知広報や宿泊事業者を対象とするシステム改修支援などの取組を進めることとしておりまして、国からの同意が得られた後、速やかに各種取組を進められるよう、所要の準備を進めているところでございます。</p> <p>加えて、徴収事務などに関し、宿泊税導入予定市町村と細部の調整などを行う必要があり、こちらも同意が得られ次第、具体的な協議を行っていき考えてございます。</p> <p>今回の条例改正案により国との協議の論点は整理できるものと考えており、これらの取組の効果に影響が出ないよう、令和8年4月の導入に向け、取り組んでまいります。</p> <p>(観光事業担当課長)</p> <p>導入予定市町村への影響についてでございますが、道では、徴収事務などに関し、宿泊税導入予定市町村と細部の調整などを行う必要があり、国の同意が得られ次第、具体的な協議を進めていく考えてございます。</p> <p>今回の条例改正案により国との協議の論点は整理できるものと考えておりまして、協議の進捗状況も含め、きめ細かに関係市町村と情報共有を図りながら、令和8年4月の導入に向け、影響が出ないよう、取り組んでまいります。</p> <p>(観光事業担当課長)</p> <p>レジシステムの改修支援についてでございますが、本事業は、特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修などに係る費用の一部を補助することにより、事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るものでございます。</p> <p>事業開始後速やかに、道内の全ての宿泊施設に申請書類一式を郵送するほか、Webによる申請手続に関する説明会を開催するなど対象事業者幅広く周知することに加えまして、申請相談窓口の設置や、システム関係に精通したスタッフによる導入サポート窓口の設置など、円滑な申請に向けてきめ細かく事業者を支援することとしております。道では、補助申請は、約3千件を見込んでおりますが、令和8年4月の導入に向け、着実に改修等が進むよう、国からの同意後、速やかに取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 条例の検討について (丸山委員)</p> <p>次に知事は昨年4定の成立をとにかく急いだというふうに思っています。我が会派は元来、拙速かつ日程ありきの条例提案には反対をしましてまいりました。加えて、倶知安町長との合意後、議会の修正は翌日に行われまして、十分な審議がなされない中で条例は可決されたと思っています。</p> <p>宿泊税に関するスケジュールで影響が出ているものが現時点でないということであれば、倶知安町長との合意後、熟慮を重ねて条例案を再提出する、その余裕もあったはずでそうした選択肢もあったんじゃないでしょうか。そうしなかった、敢えてその選択肢を選ばなかった理由は何ですか。</p>	<p>(観光事業担当局長)</p> <p>宿泊税条例改正案についてでございますが、道といたしましては、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、世界が評価する「観光立国北海道」の実現を目指すことが重要であり、このためには、道外の他の地域に後れを取ることなく、宿泊税を導入し、安定的な財源のもと、質・量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。</p> <p>また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20の市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであり、道が先送りすることになれば、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念される中、12月の倶知安町との合意を踏まえ、条例案の修正をいただき、議決をいただいたものでございます。</p>
<p>(六) 一再 条例の検討について (丸山委員)</p> <p>しかしですね、結果としてその標準処理日程を倍近くもかけてですね、まだ同意が得られていなということを考えるとですね、やはり条例制定の手続きは、拙速であったのではないかというふうに思うわけですが、改めて所見を伺います。</p>	<p>(観光事業担当局長)</p> <p>宿泊税条例改正案についてでございますが、本道経済の持続的な発展を図るためには、観光振興と地域経済活性化の好循環が生み出す、「観光立国北海道」の実現を目指すことが重要であり、道としては、他の地域に後れを取ることなく、宿泊税を導入し、安定的な財源のもと、質・量ともに充実した施策を展開することが必要と考えております。</p> <p>また、同時期に宿泊税の検討を進めている道内市町村とも協議を重ねてきた中で、円滑な制度の開始のため、早ければ令和8年4月からの導入を共通の目標とし、準備を進めてきたところであります。</p> <p>道が先送りすることになりますと、他の自治体の導入日程に影響が出ることも懸念される中、倶知安町とともに総務省とも相談を行いながら検討を重ねてきたことを踏まえ、12月の町との合意の実現に向け、条例案の修正をいただき、議決をいただいたものであります。</p>
<p>(七) 地財審における意見と宿泊税の制定過程について (丸山委員)</p> <p>地財審における意見と宿泊税の制定過程についてなんですけれども、総務省の地方財政審議会が既に5回開かれているということです。主な論点は道条例の適用除外条項についてでした。地財審の委員から適用除外規定について「道の回答で法解釈として可能なのか。改めて再考された方が良いのではないかと指摘をされています。このような発言がされること自体異例という他なく、入念な制度設計となっていなかったことの表れではないか。</p> <p>倶知安町は道が宿泊税を導入する以前から定率制としておりました。当初から倶知安町の要望を受けて制度設計を行っていただければ、昨年4定で議会による修正を行って、不十分なままの条例として成立させる必要もなかったわけです。</p> <p>条例制定ありきで無理を重ねた結果、地財審で様々な注文が付いて、再考の方が良いとまで言われる事態となったのではないかとと思うのですが、見解を伺います。</p>	<p>(観光事業担当局長)</p> <p>総務省との協議経過についてでございますが、道では、令和8年4月に、宿泊税導入を目指す道内の市町村とともに同時に導入することを目指し、昨年12月に議決をいただいた後、国の定める手続きに従い、同意協議を速やかに開始をいたしまして、その後、国の地方財政審議会におきましても、総務大臣からの諮問に基づき審議をいただき、</p> <p>これまでの国との協議における意見といたしましては、町内では定率を基本とするという、道と町の合意内容を否定するような意見はございませんが、道としては、地方財政審議会でのご審議の中でいただいた新たな視点からのご意見などを踏まえ、町内では定率制とする合意を実現するために、技術的な観点から、道と町、双方の条例を改正し、町内でも道税を課税する手法をとることで、地方税法の枠組みにおいて、条例の趣旨を変えることなく、公平性の観点も含め、より目的税の趣旨にかなうものとなることから、条例の改正案を提案させていただくこととしたものでございまして、国との協議の論点は整理できるものと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 宿泊人数の把握方法について (丸山委員) 宿泊人数の把握方法についてなのですが、「本当にその宿泊人数が道宿泊税相当額を算出するのに妥当と言えるのか」と地財審で厳しい意見が出されています。 道は、倶知安町における宿泊人数を宿泊者名簿により把握するものと承知しています。倶知安町は定率制で1棟貸しのコンドミニアムが多く、正確な宿泊人数を把握することが困難ではないかと考えます。 道は地財審において宿泊人数の把握方法を説明したとしていますが、定額制の場合と定率制の場合とで宿泊人数の把握に差は生じないのでしょうか。</p> <p>(九) 道民に対する説明等について (丸山委員) 宿泊税導入に向けたスケジュールの中で、地域等への説明・意見交換会を行っています。道民向けの説明が昨年4月のパブコメ以来一切行われておりません。 宿泊税導入まで全道民に対する説明は行わないのでしょうか。</p> <p>(丸山委員) 国からの同意がですね、遅れていることですね、この周知の期間も短くなっていることについては問題だというふうに思うのですが。</p> <p>(十) 二重課税について (丸山委員) 二重課税についてお聞きしたいのですが、例えば、長野県は、県と一部の市町村で二重課税になる見通しと承知しています。現時点では県内に二重徴収となる市町村は存在していないのですけれども。 二重徴収になる場合には県税を半額に抑える仕組みを導入しています。道においてもですね、二重課税となる市町村が増加することが想定されますが、これに対応する仕組みは現時点で想定されておりません。 税制度の検討の際、二重課税に対応する課題について議論は行われなかったのでしょうか。</p>	<p>(観光事業担当課長) 宿泊者数の確認についてでございますが、旅館業法及び住宅宿泊事業法において、「宿泊者名簿」は義務化されておりまして、定率制を採用している市町村の事業者におきましても「宿泊者名簿」により、「宿泊者数」を正確に把握しているところでございます。 仮に、申告時に「宿泊者数」を確定できない場合にありましては、市町村が事業者に事後確認を行うなど、適正な「宿泊者数」の把握に努めるものと承知しております。</p> <p>(観光事業担当課長) 道民への周知についてでございますが、道では、これまで、道民の皆さまをはじめ、宿泊事業者など関係する皆さまに向けて、ホームページや広報紙、パブリックコメントなどを通じ、周知広報を行ってきたところでございます。 宿泊税の円滑な導入に向けましては、道民を含め、納税者となる宿泊者の皆さまや宿泊事業者の方々など関係の皆さまにご理解いただくことが必要でありますことから、道では、今後、税の導入やその効果について、SNSの活用をはじめ、道内の宿泊施設やJR主要駅などにおける広告の掲出、さらには、新聞広告や機内誌を活用した広報など、幅広い手法によりまして、丁寧な説明に努め、効果的な周知となるよう取り組んでまいります。</p> <p>(観光事業担当課長) 市町村宿泊税との調整についてでございますが、道内においては、道は広域観光の推進という観点から、また、市町村は各地域の観光振興という観点からそれぞれの行政需要に応じた税制度を検討してきたところでございます。 法定外税は、総務大臣の同意を必要とするものでありますが、その要件のひとつとして住民の負担が著しく過重とされないこととされておりまして、こうした要件も考慮し、関係市町村とともに検討を進めてきたところでございます。 また、宿泊税の用途の検討にあたっては、主に、地域課題などに対応する市町村と、広域的な施策などに対応する道との役割分担を念頭に、宿泊税を導入する市町村と、取り組みの相乗効果が得られるよう、連携・調整を図ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十) 一再 二重課税について (丸山委員) この二重課税による負担の大きさについて、今後もですね、見直し検討を行う考えはないのでしょうか。</p> <p>【指摘】 (丸山委員) 道の宿泊税については、免税対象がかなり限られていると思います。そして免税点も低いというふうを考えておきまして、そうなると負担も増えるということになりますから、二重課税についてもですね、検討するべきではないかということは指摘しておきたいと思います。</p> <p>(十一) 使途の検討について (丸山委員) 道は条例制定後も宿泊税の使途についてアンケートを行っています。税収は年間約45億円と決まっている一方、使途については未だ具体的に決まっておられません。そのこと自体が、特定目的税の前提を欠いていると私たちは言ってきました。 宿泊税の使途について、道は観光の付加価値化を図るものは多い印象です。宿泊者の大半である一般客や中低価格帯の宿泊施設にとって恩恵は小さいという指摘もありまして、全道民が納得して納税できる仕組みとはなっていないと考えています。 道民にとってメリットとなる徴税であること、これを道はどのように説明するのか。 また、道民が恩恵を感じられる使途とするためにどのように使途の検討を行うのか伺います。</p> <p>【指摘】 (丸山委員) 宿泊者アンケートを取り組むと、納税者である宿泊者の意向やニーズを把握するというところを組んでいくということなんですけれど、道の宿泊税の使途については、広域的施策に対して使われると、そして市町村の宿泊税については地域における観光目的の施策に使われるという</p>	<p>(観光事業担当課長) 市町村宿泊税との調整についてでございますが、道内におきましては、道は広域観光の推進という観点から、また、市町村は各地域の観光振興という観点からそれぞれの行政需要に応じた税制度を検討してきたところでございます。 法定外税は、総務大臣の同意を必要とするものでございますが、その要件のひとつとして住民の負担が著しく過重とならないこととされておりまして、こうした要件も考慮し、関係市町村とともに検討を進めてきたところでございます。 また、宿泊税の使途の検討にあたっては、宿泊税を導入する市町村と、取り組みの相乗効果が得られるよう、連携・調整を図ってまいります。</p> <p>(経済部参与) 使途の検討についてでございますが、宿泊税を充当する施策につきましては、目的税としての性質に鑑みまして納税者である宿泊者のご意向やニーズを把握し、検討することが重要であると認識してございます。 このため、地域意見交換会におきましては、道が、昨年度実施した宿泊者アンケート結果を参加者にお示しをし、宿泊者のニーズを踏まえました意見交換を行いまして、施策の検討を進めているところでございます。 さらに今年度は、道民を含む道内を旅行される方々のご意向やニーズをよりきめ細やかに把握するために、対面式のインタビュー方式によるアンケートを全道で行うといった新たな手法も用いて調査を実施することとしてございまして、こうした取組も十分活かしながら、宿泊税を充当する施策が地域の課題や実態に即した施策となるよう、検討してまいりたいと考えております。 また、道では、宿泊税に関しまして、税の導入やその効果につきまして、SNSの活用をはじめ、道内の宿泊施設やJR主要駅などにおけます広告の掲出など、幅広い手法によりまして周知広報を行うこととしてございまして、道民の皆様をはじめ、関係の方々から広くご理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>前提でした。その宿泊者にとってはですね、自分が望むその、自分が持っているニーズがですね、広域的かとか地域のものなのかとか、そういった意識はないと思うんですね。そういったことについて、宿泊者からニーズを聞いてそれを参考にするということですが、その広域的施策、地域的な施策ということについて、その観点で限界があるというふうに思うので、そこ指摘しておきたいと思います。</p> <p>(十二) 更なる再修正の必要性について (丸山委員)</p> <p>税を課するという最も重い行政事務がですね、これほど考慮を欠いたプロセスで提案され、議会が修正した内容を再修正して今定例会に執行部が提案すること、そのこと自体ですね、議会軽視と言わざるを得ない。国の同意が未だに得られていないこの制度にですね、改善の余地があったというこの表れだというふうに思います。</p> <p>今定例会に提案した条例案をもって、宿泊税制度自体は完成されたものとなったというふうに、振興監はお考えでしょうか。再度の修正は行わないということなのかお聞きします。</p> <p>(丸山委員)</p> <p>道の宿泊税条例、宿泊税については、まだまだ課題・論点あると思います。知事に直接お聞きしたいと思いますので、委員長にお取りはからいをお願いをし、私の質問を終わります。</p>	<p>(観光振興監)</p> <p>宿泊税条例についてでございますが、道では、国の定める手続きに従い、議決いただいた条例により、国との協議を速やかに開始し、道と町とで連携して対応してきたところでございます。</p> <p>こうした中で、税の有識者で構成する地方財政審議会から新たな視点でお示しいただいた論点を踏まえ、町における定率制での徴収は維持した上で、道税も併せて賦課徴収し、徴収額が道税額を下回る場合には、その不足額を町が町宿泊税による税収を財源として納入することとし、今般、倶知安町において、町宿泊税条例が改正されたところでございます。</p> <p>道といたしましては、結論を変えることなく、公平性の観点も含め、より目的税の趣旨にかなうものになると考えることから、この度、道の宿泊税条例についても所要の改正を提案したところでございます。</p> <p>私といたしましては、今回の条例改正案により、国との協議の論点は整理できるものと考えております。令和8年4月の導入に向け、取り組みを進めてまいります。</p>